

令和8年度県産品トライアル輸出支援事業業務委託 業務仕様書

1 目的

人口減少や高齢化に伴い国内の飲食料の市場規模が縮小する中、海外では経済発展や人口増加に伴い、飲食料の需要は拡大傾向にあります。

一方、海外へ飲食料を輸出するためには輸出先国の規制や様々な手続きに対応する必要があり、国内出荷よりもハードルが高いものとなっています。

このため、三重県内の食関連事業者のうち初めて輸出に取り組む事業者や輸出実績のない県産品を生産・製造する事業者などを対象に、輸出に取り組むための伴走支援や商談機会の提供を行うことで、海外販路開拓を支援します。

2 業務名称

令和8年度県産品トライアル輸出支援事業

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4 業務概要

(1) 支援事業者の選定（掘り起こし）

県内事業者の強みや海外のニーズを踏まえ、輸出が有望と見込まれる事業者や県産品の掘り起こしを行い、県と十分に協議のうえ支援事業者を選定すること。

① 支援対象

三重県内の農林水産事業者、飲食料製造事業者

② 支援事業者数

ア～エを合わせて5事業者5商品程度 ※ア及びイをメインに選定すること

ア 初めて輸出に取り組む事業者

イ 海外でのニーズが見込め、かつ、これまでに輸出実績のない県産品を生産・製造する事業者

ウ 新たな国・地域への輸出に取り組む事業者

エ 海外でのニーズが見込め、かつ、新たな国・地域へ輸出する県産品を生産・製造する事業者

③ 掘り起こしに係る留意事項

- ・ 県内事業者に対し、広く周知のうえ募集を行うこと（募集チラシの作成を含む）
- ・ [「みえの食セレクション」選定事業者](#)、及び[「みえ食の“人財”育成プラットフォーム」](#)会員に対して、必ずアプローチを行うこと

(2) セミナーの開催

初めて輸出に取り組む事業者などを対象に、わかりやすく輸出を学ぶセミナーを1回以上開催すること。

①開催時期

本事業開始後すみやかに

②開催方法

原則として対面 ※参加者都合に対応できるようオンライン併用とする

③セミナーの内容

輸出の流れや輸出先国のトレンド、輸出規制、成功事例など

④セミナーの運営

日程や会場の決定、参加者の募集や取りまとめ、会場の確保、講師の手配、当日の運営、セミナー記録の作成、アンケートの実施など、セミナー開催に係る一切の業務を行うこと

(3) 伴走支援の実施

下記(4)の商談に向けて、支援事業者に寄り添った支援を行うこと。

①支援事業者の強みを踏まえた輸出対象商品の選定

②輸出先国のニーズやトレンドを踏まえたマーケットインの発想による商品や商品パッケージのブラッシュアップ、販売方法の提案

③輸出先国の規制や言語への対応に関するアドバイス

④バイヤー目線の商談プレゼン資料作成や商談の進め方に対するアドバイス

⑤商流や物流を踏まえ、的確に輸出手続きを行うためのアドバイス

⑥その他必要となる支援

(4) 商談の実施

1 支援事業者につき1回以上商談を実施し、商談に同席すること。

①実施方法

支援事業者やバイヤー等の都合に合わせた実施方法として構わないが、優先順位の高い順に、バイヤーによる生産・製造現場訪問、対面、オンライン、として実施すること。

②招聘バイヤー等

可能な限りア及びイを一括して招聘し、引き合いのあった案件に漏れなく対応できるようにすること。

ア 輸出先国のインポーターやディストリビューター

イ その取引先である飲食店や小売店のバイヤー

③サンプルの輸送手配等

必要に応じて、商品サンプルの輸送手配や輸出入手続きを行うこと。

※ サンプルの代金や日本国内指定先までの送料、各種証明書等発行手数料は支援事業者の負担とする。

④ 商談の運営

商談日程や場所の決定、支援事業者や招聘バイヤーとの連絡調整、商談会場の確保、必要備品や移動手段の手配、当日の運営、通訳の手配、商談記録の作成など、商談開催に係る一切の業務を行うこと。

※ 航空券の手配等を行う場合は必要な資格を所持する者を配置するなど、旅行業法を遵守すること。

⑤ その他

商談の実施にあたっては、商流や物流を考慮し、商談後の新規取引やその後の継続的な取引を見据えて対応すること。

(5) 商談後のフィードバック及びフォローアップ

商談後は、支援事業者へのフィードバックを行うとともに、より多くの成約につなげるためのフォローアップを行うこと。

- ① 商談結果を取りまとめ、招聘バイヤー等の意見を踏まえた今後の展開（商品や販売方法のブラッシュアップ等）について、支援事業者にフィードバックを行うこと。
- ② 令和9年2月末までを目安に、招聘バイヤーや支援事業者との連絡調整、支援事業者のサポートを行うなど、成約に向けたフォローアップを行うこと。
- ③ 商談で提案された商品について、令和9年2月末時点での商談結果（成約・成約見込・継続商談・不成約）を取りまとめること。なお、成約・成約見込の商品はその販路を、継続商談・不成約の商品は成約に向けて必要な改善点やアドバイスを記載すること。

(6) アンケートの実施

支援事業者を対象に本事業に係るアンケートを行うとともに、アンケート結果の取りまとめ、分析を行うこと。

(7) 定期報告

本事業全体の進捗状況や支援事業者への支援状況を記録し、2か月に1回程度、電子データ（PDF）で県に報告を行うこと。

(8) その他

- ① 本事業実施にあたっては、県と十分に協議のうえ実施すること。
- ② 本事業の支援対象が輸出経験の少ない事業者であることを踏まえ、支援事業者に寄り添った対応を行うこと。
- ③ 輸出ターゲット国は、支援事業者が無理なく取り組めるよう、比較的規制の緩い国とすること。

(9) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。委託事業活動の記録や、全体を総括し考察した内容を記載すること。

① 委託業務実績報告書の内容

委託事業活動の記録や、全体を総括し考察した内容を記載すること。

② 提出媒体

電子データ（PDF） ※A4サイズとする。

③ 提出期限

履行期限である令和9年3月12日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、**別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」**を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、**個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条**により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。なお、必要がある場合は前金払をすることができるものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部県産品振興課県産品販売促進班 担当：田上、清水口

電話：059-224-2336 電子メール：export@pref.mie.lg.jp